第四十八条の見出しを「（医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可台帳）」に改め、同条中「第四条第一項」を削り、「及び第三十九条第一項の規定による」を「、第三十九条第一項及び第四十条の五第一項の」に改める。

第四十九条第一項中「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の営業所」を「、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の営業所又は再生医療等製品の販売業の営業所」に、「賃貸業を」を「貸与業を」に、「又は高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者」を「、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に、「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業に係る申請」を「、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業に係る申請」に、「賃貸業に係る届出」を「貸与業に係る届出」に改め、同項第一号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同項第二号中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に、「若しくは賃貸業」を「若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に、「、休止し」を「、若しくは休止し」に、「及び第四十条第一項」を「、第四十条第一項及び第四十条の七」に、「又は賃貸業」を「若しくは貸与業」に改め、同項第三号中「及び第四十条第一項」を「、第四十条第一項及び第四十条の七」に改める。

第五十三条の見出し中「又は賃貸業」を「及び貸与業」に改め、同条の表第四十条第一項において準用する第八条第一項の項中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表第四十条第一項において準用する第八条第二項の項及び第四十条第一項において準用する第九条第一項の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表第四十条第一項において準用する第九条第二項の項中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「第三十九条の二」を「第三十九条の二第一項」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同表第四十条第一項において準用する第十条第一項の項中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表第四十条第二項において準用する第九条第一項の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表第四十条第二項において準用する第十条第一項の項中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表第四十条第三項において準用する第九条第一項の項中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改める。

第五十五条中「第十一条から第十五条まで」を「第三十七条の八から第三十七条の十二まで」に改める。

第五十六条中「第二十三条」を「第二十三条の二の二十二」に、「規定は」を「規定は、」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（再生医療等製品の販売業に関する技術的読替え）

第五十六条の二　法第四十条の七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条の七第一項において準用する第八条第一項	薬局の管理者	再生医療等製品の販売業の営業所の管理者
	その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者	その営業所に勤務する従業者
	その薬局の	その営業所の
	医薬品	再生医療等製品
第四十条の七第一項において準用する第八条第二項	薬局の管理者	再生医療等製品の販売業の営業所の管理者
	その薬局の	その営業所の
	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者
第四十条の七第一項において準用する第九条第一項	薬局の	再生医療等製品の販売業の営業所の
	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者
第四十条の七第一項において準用する第九条第二項	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者
	薬局の管理者を指定した	再生医療等製品の販売業の営業所の管理者を置いた
	第八条第二項	第四十条の七第一項において準用する第八条第二項
	薬局の管理者の	再生医療等製品の販売業の営業所の管理者の
第四十条の七第一項において準用する第十条第一項	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者
	薬局を	営業所を
	薬局の	営業所の

第五十七条中「第二条、第四十四条から第四十九条まで及び第五十三条から前条まで」を「この章」に改め、「薬局並びに」を削り、「並びに医療機器の販売業、賃貸業及び修理業」を「、医療機器の販売業、貸与業若しくは修理業又は再生医療等製品の販売業」に改める。

第五十七条の次に次の章名を付する。

第七章　医薬品等の検定

第五十八条中「医薬品」の下に「若しくは再生医療等製品」を加え、「厚生労働省令で」を「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改める。

第五十九条中「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改める。

第六十条第一項中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第六十一条第一項中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同条第二項中「規定による」を削る。

第六十二条中「第五十八条から前条まで」を「この章」に、「及び医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第六十二条の次に次の章名を付する。

第八章　医薬品等の取扱い

第六十三条の見出しを削り、同条第一項中「同項前段」を「同項」に改め、同条第二項中「規定による」を削る。

第六十三条の次に次の章名を付する。

第九章　医薬品等の広告

第六十四条の見出しを削り、同条第一項中「し、同項の規定により指定する医薬品は、別表第二のとおりと」を削り、同条第二項を削る。